

大阪狭山市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第12項の規定により監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成24年(2012年)11月16日

大阪狭山市監査委員

平 田 國 夫  
田 中 昭 善

- 1 通知を行った者  
大阪狭山市長 吉 田 友 好
- 2 通知を受けた日  
平成24年11月13日
- 3 監査結果に関する報告  
平成24年10月29日大狭監第38号 定期監査結果に関する報告
- 4 監査の対象  
子ども育成室
- 5 指摘事項等に対する措置状況  
別紙(写)のとおりに



大 狭 庶 第 9 6 号

平成24年(2012年)11月13日

大阪狭山市監査委員

平 田 國 夫 様

田 中 昭 善 様

大阪狭山市長 吉 田 友 好



監査の結果に基づく措置の状況について (通知)

平成24年10月29日付け大狭監第38号による監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

・監査指摘事項等に対する措置状況

業務委託及び補助金の交付決定にかかる事務処理に関して、合議が必要なものについて確認の徹底を図り、事務決裁規程に基づき適正な決裁処理を行います。

また、委託業務にかかる事務決裁については、施行伺いの決裁日前に業者選定依頼の起案をしないよう点検及び確認の徹底を図り、適正な事務処理を行います。